

社会福祉法人やまゆり福祉会職員運用資金助成制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人やまゆり福祉会（以下「法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の定年退職後の生活支援の一助として、当法人が推奨する資産形成に取り組む職員を支援し、もって職員の定着率の向上と福利厚生充実を図ることを目的とする。

(助成の仕組み)

第2条 確定拠出年金法に基づく個人型確定拠出年金(iDeCo：以下「拠出年金」という。)に加入し、職員が拠出する掛金に対して法人が掛金の一部を助成し、職員の負担の軽減を図ると共に法人が一括して掛け金を納入する「中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)」により実施する(以下「本制度」という。)

(拠出年金)

第3条 拠出年金は、確定拠出年金法に基づいて実施される私的個人年金で、加入する職員個人(以下「加入者」という。)の意思と自己責任において運用を行い、原則満60歳まで掛金を受け取ることができない。

2 加入者及び運用管理者(以下「加入者等」という。)は、拠出年金申込時及び運用期間中の管理手数料等を負担するものとする。また、給付の際に都度発生する手数料等についても加入者等が負担する。

3 運用管理者とは、新たに掛金を負担することなく、確定拠出年金口座を通じて金融商品の運用を行う者をいう。

(対象職員)

第4条 本制度の対象となる職員は、満60歳未満の常用職員又は無期労働契約転換を届け出た有期契約職員とする。

(助成の額)

第5条 本制度による法人の助成額は、一人1か月につき1,000円とする。

(掛金の納付)

第6条 拠出年金の掛金は、本制度に基づく加入者が届け出た金額を給与から控除し、加入者負担額と法人が助成する金額とを合算した額を拠出年金加入

者の掛金として、国民年金基金連合会(以下「連合会」という。)からの請求に基づき所定の金融機関の口座に理事長が納めるものとする。

(拠出年金の加入期間)

第7条 加入期間の開始は、連合会の請求に基づき法人の指定する預金口座から口座振替により掛金を払い込んだ月から算定する。

2 加入期間の終了となる月は、連合会からの請求に基づき掛金の払い込みを完了した月までとする。

(手続等)

第8条 本制度による助成を受けようとする職員は、個人型年金加入申出書を理事長経由で金融機関へ提出する。

2 拠出年金の掛金を停止又は法人を退職したときは、掛金の助成を打ち切るものとする。

3 拠出年金の掛金を一時停止又は掛金額を変更する場合は、金融機関へ加入者本人が届け出るとともに、理事長へその旨を申し出なければならない。その際、金融機関に提出した書類の控え又は届出書等の写しを添えなければならない。

4 不当又は虚偽により本制度による助成を受けた場合、理事長は助成を打ち切ることができる。ただし、助成を打ち切る場合は、その理由を付した文書を加入者へ通知しなければならない。

5 加入者が拠出年金の掛金を一時停止した場合又は法人を退職した場合には、法人は本制度に基づき助成した額の返還請求は行わない。ただし、次条に該当する場合は、この限りではない。

(罰則及び返金)

第9条 本制度による助成を不当又は悪意をもって利用した場合、理事長は加入者又はその関係者に対し、本制度に基づき助成した金額の全部又は一部を返還請求できるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。